

用語解説

あ行

□ 亜急性期

急性期の段階を過ぎて病状が安定し、リハビリや退院支援を行う段階にある状態のこと。

□ アセスメント

援助活動を行う前に行われる評価。利用者の状況や問題の分析から援助活動の決定までの一連の流れのことをいう。

□ 家トレ

お家トレーニング。自宅で簡単にできる体操の教材を古賀市が作成している。

□ 活き生き音楽校

歌ったり、楽器を演奏することで、心肺機能、口腔機能、嚥下機能、運動機能、認知機能の維持改善をすることを目的とした教室。

□ いきいきセンター「ゆい」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一。手芸、調理、パソコン等の趣味活動や世代間交流などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。実施するプログラムは市民サポーターが中心となって提案し、実施されている。(サンコスモ古賀横)

□ イクメン道場

父と子で楽しく遊びながら、コミュニケーションの仕方などを伝授する古賀市が行う講座。

□ 一次予防事業

全ての高齢者(第1号被保険者)及びその支援のための活動に関わる者を対象とした事業で、 高齢者の生活機能の維持・向上、介護予防に関する普及・啓発、地域における自発的な活動に 対する支援やボランティアなどの育成等を行うもの。

□ 医療保険者

医療保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のこと。

□ インフォーマルサービス

家族や地域住民・ボランティアなどによって行われる援助のほか、行政が行うサービス(フォーマルサービス)以外の民間のサービスを含めたサービス。

□ 運動指導士

安全かつ効果的に運動を実施するための運動プログラムの作成および指導を行う人。

□ NPO (特定非営利活動)

保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動。

□ えんがわ

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、健康づくりや文化活動、 子どもたちとの交流活動などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。(古賀東小 学校内)

□ 嚥下(えんげ)

食物を飲み下すこと。口腔内の食物塊を胃に送り込む運動。

か行

□ 介護給付費

介護保険サービスを利用した要介護認定を受けた被保険者に対する保険給付。原則、支給限度基準額の9割が保険給付され、残りの1割が利用者の自己負担となる。

□ 介護保険給付費

介護保険サービスを利用した場合の保険給付。全国共通で実施される「介護給付」「予防給付」と、市町村が独自に実施する「市町村特別給付」がある。

□ 介護給付費準備基金

各市町村が毎年度の決算によって生じた余剰金を積み立てるために設置している基金。介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩す。

□ 介護支援ボランティア

高齢者が地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的に、高齢者が古賀市内の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に「ポイント」を付与し、たまった「ポイント」に応じて換金(介護保険料の負担軽減)できる事業。

□ 介護支援専門員 ⇒ ケアマネジャー

□ 介護保険施設

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のこと。

□ 介護予防

要介護(支援)状態になることをできる限り防ぐ、または、その進行を遅らせること。要 介護(支援)状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないよう維持・改善を図ること。

□ 介護予防ケアマネジメント (介護予防給付ケアマネジメント)

個々の状態にあった介護予防の目標などの計画を立て、目標の達成を目指しサービスを利用していくための支援をすること。

□ 介護予防サービス

要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。

□ 介護予防支援

介護保険の居宅サービスの一つ。居宅の要支援 1、2 の認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業者との調整を行って支援する。

□ 介護予防・生活支援サービス

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行う事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成される。

□ 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施する事業。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等を基本に事業を実施する。

□ 介護療養型医療施設

介護保険の施設サービスの一つで、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで 長期療養が必要な人が医療機関に入所する。医療、看護、介護、リハビリテーションなどを 行う。

□ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護保険の施設サービスの一つで、寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する。食事や入浴、排泄などの日常生活の介護や療養上の世話を行う。

□ 介護老人保健施設

介護保険の施設サービスの一つで、病状が安定している人が、医学的管理のもとで看護、 介護、リハビリテーションを行う施設に入所する。医療上のケアやリハビリテーション、日 常的介護を一体的に行うことで、家庭への復帰を支援する。

□ 家族コツコツ (骨骨) 健康づくり事業

骨密度測定器での測定や結果の見方などの説明を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民(地域)の健康づくりの推進を行う古賀市が行う事業。

□ 基本チェックリスト

65 歳以上の人を対象にこころとからだの元気度をチェックする 25 個の質問項目からなる チェックリストで、これをもとに生活機能の評価を行うもの。

□ キャラバン・メイト

ボランティアで認知症サポーター養成講座の講師をする人のこと。キャラバン・メイト養 成研修を修了した後に、キャラバン・メイトとして登録される。

□ 急性期

病気の発症時や病気の症状が急激に変化する状態。

□ 居宅介護支援

介護保険の居宅サービスの一つ。要介護 1~5 の認定者に対し、心身の状態や家庭の状況と希望に基づき、訪問看護・訪問介護・通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、自立に向けて支援すること。介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関等との連絡調整を行う。

□ <u>居宅サービス</u>

在宅生活を基点とした介護保険サービス。訪問介護や訪問看護等の訪問系サービス、通所介護や通所リハビリテーションの通所系サービスの他に、住宅改修や福祉用具の貸与や購入等のサービスがある。

□ 居宅療養管理指導

介護保険の居宅サービスの一つ。医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行う。

□ 緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者及び身体障がい者等に対し、自宅で安心して暮らせるよう、緊急通報システム機器を支給又は貸与する事業。

□ ケアプラン

介護サービスや介護予防サービスの利用にあたって、サービス利用者の心身の状態や希望、 家族等を含む生活環境などを考慮し、利用するサービスの種類や内容、頻度などを定める計 画のこと。

□ ケアマネジメント

個々のニーズに即した利用者本位のサービスを適切に受けられるよう、多様なサービス提供主体による保健・医療・福祉にわたる様々な介護サービスを総合的、一体的、効率的に提供するための手法のこと。

□ ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。 要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。

□ 健康づくり運動サポーター

市民が主体となった地域での健康づくりや生きがい活動を推進するための推進役となるサポーター。

□ 健康づくり推進員

地域等へ健康づくりを広めるための講師。食や栄養・地産地消の推進に取り組んでいる人。 元看護師などが健康づくり推進員となる。

□ 健康づくりステップアップ講座

いつまでも健康で、生きがいをもって地域で生活できるようにするために、様々な角度から健康づくりを学ぶ、古賀市が行う講座。

□ 玄米ニギニギ体操

高齢者にも無理なく使えるように工夫された玄米のダンベルを使用した体操。

□ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理 してその権利やニーズ獲得を行うこと。

□ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担合計額(8月~翌年7月の1年間の額)が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。

□ 高額介護(介護予防)サービス費

介護保険対象サービスの利用者負担合計額(1ヵ月の額)が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。

□□□腔

口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。舌や歯があり、消化管の入り口として食物の摂取・咀嚼 (そしゃく)・消化を行う。

□ 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。

□ 高齢者外出促進事業

高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康増進を目的に、古賀市内で開催するイベントや講演会等に高齢者が参加することで「ポイント」を付与し、たまった「ポイント」に応じて景品と交換できる事業。

□ 古賀市無料職業紹介所

古賀市民の就労を支援するための場所。(古賀市役所内)

□ 子育て応援サポーター

健康及び子育てに関する情報の提供、健康診査等の受診勧奨及び妊婦・乳幼児訪問、健康 診査、健康相談及び子育て支援の場における身体測定、介助等の支援などを行うサポーター。

□ 骨粗しょう症

骨量の減少、骨の微細構造の劣化の2つの特徴がある全身性の骨の病気で、この2つの原因で骨の脆弱性が増し、骨折の危険性が増加した状態のこと。

□ 骨密度

骨の強度を表す指標のひとつ。

□ こども発達ルーム

発達に心配がある乳幼児とその保護者を対象に、相談や発達支援(個別・集団)を行う事業。(サンコスモ古賀内)

さ行

□ 災害時要援護者

災害が起きたときに、自力での避難が困難だと考えられる人(高齢者や障がい者等)。

□ 在宅医療ネットワーク

粕屋医師会、医療機関、消防署、自治体などが協力して、「粕屋在宅医療ネットワーク」を作り、在宅の高齢者(利用者)の医療情報などを利用者の同意のもと登録し、地域の二次病院と情報共有することで、入院が必要になった場合に安心して入院医療を受けられるしくみ。

□ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住安定確保に関する法律の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

□ 施設サービス

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)での介護保険サービス。

□ 指定管理者制度

地方自治体が所管する施設の管理や運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に、 委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、 効率化を目指す。

□ 司法書士

司法書士法で定められた国家資格。登記・供託に関する手続きの代理、裁判所・検察庁・法務局への提出書類の作成などを行う。

□ 市民後見人

自治体などが行う研修により、成年後見に関する一定の知識や技術、姿勢を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。市民後見人は、家庭裁判所からの直接選任や、家庭裁判所から選任された法人が行う後見活動の一部を担う等により、本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約などを行う。

□ 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

□ 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。社会福祉の専門的知識および技術をもって、身体上、精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、援助を行う者であり、医師や保健医療サービス提供者等との連絡、調整等の援助を行う専門職である。

□ しゃんしゃん

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、レクレーションや多彩な趣味活動を通じ、心身機能の低下を防ぐとともに生きがいづくりや仲間づくりを支援する。 (社会福祉センター千鳥苑内)

□ 住宅改修

介護保険の居宅サービスの一つ。手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合、20万円を限度とする改修工事に対し、改修費の9割を支給する。

□ 住宅改造助成

介護保険による住宅改修費の限度額(20 万円)を超える場合に、その費用の一部を助成する事業(対象者世帯の所得税課税額により制限あり)。

□ 主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)

ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した者。介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導などを行う。

□ 小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。通所を中心に、利用者の状況や希望に応じて訪問 や宿泊のサービスを組み合わせ、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、機能訓 練などを行う。

□ 食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。

□ 食生活改善推進会

住民の健康づくりを食の分野から推進し、活動している団体。

□ シルバー人材センター

高齢者の能力が生かされる様々な就労を促進し、社会参加、生きがいづくりができるよう 支援するセンター。

□ 審査支払手数料

介護保険事業所からの介護報酬の請求に対する審査支払機関(国民健康保険団体連合会)による審査と支払事務の結果に基づく手数料。

□ スタンドアローン支援事業

古賀市隣保館「ひだまり館」で、古賀市内の中学生を対象に学習支援や社会体験学習支援を行う事業。子どもたちひとり一人の将来への「自己実現」に向けた支援を目的としている。

□ 生活支援ハウス

市内に3ヵ月以上住所を有する60歳以上のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯で、高齢などのために独立して生活することが困難な人が入ることのできる施設。事業の実施主体は市町村で、住居の提供、利用者への各種相談・緊急時の対応等のサービスが提供される。

□ 生活習慣病

糖尿病・肥満・高脂血症・循環器疾患・大腸がん・高血圧症・アルコール性肝障害等、食 習慣・運動習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症や進行に関与する疾患をいう。

□ 成年後見制度

精神上の障がい(知的障がい・精神障がい・認知症等)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、援助者(後見人・保佐人等)を付ける制度。

□ ソーシャルキャピタル

社会・地域における人々の信頼関係や結びつき。

た行

□ 第1号被保険者

介護保険制度の被保険者であって、65歳以上の人。

□ 第2号被保険者

介護保険制度の被保険者であって、40歳から64歳の医療保険に加入している人。

□ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、 排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

□ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

□ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図ることを目的に、地域の支援者を含めた多職種(行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業所職員、保険医療関係者、民生委員、住民組織、本人、家族等)で構成される会議。

□ 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常 生活を営むことができるように支援することを目的とした事業。

□ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

□ 地域包括支援センター

高齢者の様々な相談に対応する総合相談窓口としての機能をもち、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。

□ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、 食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、健康管理などを行う。

□ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたもので、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等(保険者)の住民(被保険者)のみとなる。

□ 地域密着型特定施設入所者生活介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。有料老人ホームなどに入居している高齢者に、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

□ 調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで介護保険給付費給付費の 5% 相当分の交付金。「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」がある。

□ 通所介護(デイサービス)

介護保険の居宅サービスの一つ。デイサービスセンター等に通って、入浴・食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

□ 通所リハビリテーション (デイケア)

介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。

□ つどいの広場「でんでんむし」

乳幼児とその保護者がいつでも利用したい時に自由に利用でき、親子で一緒に遊ぶことのできる場所。(サンコスモ古賀内)

□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

□特定健康診査

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。

□ 特定施設入所者生活介護

介護保険の居宅サービスの一つ。有料老人ホームなどに入居している高齢者に、食事、入 浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

□ 特定入所者介護(介護予防)サービス費

施設サービス(介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設)や短期入所サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護)の利用料のうち、食費と居住費(滞在費)の一部を所得段階に応じて減額することを目的に支給されるもの。

□ 特定福祉用具購入

介護保険の居宅サービスの一つ。腰掛便座、入浴補助具、特殊尿器等、福祉用具の中で貸 与になじまない性質の特定福祉用具の購入費の9割を支給する。

□ 特定保健指導

特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して行う 保健指導のこと。

- □ 特別養護老人ホーム ⇒ 介護老人福祉施設
- □ DV (domestic violence:ドメスティックバイオレンス)

家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近しい関係にある異性への暴力。

な行

□ 二次予防事業

生活機能が低下し、介護が必要となるおそれの高いと認められる要介護(支援)認定者以外の高齢者を対象にした事業で、要介護状態等になることを予防し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援するもの。二次予防事業の対象者の把握は、介護予防の観点から行われる基本チェックリストによるアンケート調査によって行われ、生活機能の低下が心配されると判断された人が対象となる。

□ 認知症

正常であった脳の働きが、後天的な(生まれてしばらくたってから起きた)さまざまな病気によって、持続的に低下した状態のこと。症状の出方は、現在の生活環境や過去の生活歴、性格等によって一人ひとり個人差があり、認知症の病状のレベルによっても異なる。

□ 認知症ケアパス

認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ。

□ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク

認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境を整えるために、徘徊のおそれがある人の事前登録と、登録した人が行方不明になった際に捜索協力のメール配信を行う事業。

□ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人。何かを特別にやるのではなく、友人や家族にその知識を伝えることや認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、職場等においても自分のできる範囲で手助けをするなど等の活動を行う。

□ 認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。

□ 認知症疾患医療センター

認知症の専門医療機関として、都道府県または指定都市により指定を受けた医療機関。認知症専門医療の提供とともに、地域の医療機関や介護サービス事業所等との連携を行ない、認知症の進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図る。

□ 認知症初期集中支援チーム

認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族等を訪問して現状や課題を把握し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立に向けた生活のサポートを行う、複数の専門職(認知症サポート医、保健師、社会福祉士等)で構成するチーム。

□ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の人が、共同生活をする住居で、食事、入 浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、機能訓練などを行う。

□ 認知症対応型通所介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の人を対象とした通所介護で、デイサービスセンター等に通って、入浴・食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

□ 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施 策や事業の企画調整等を行う人。

は行

□ 配食サービス

食事の調達や調理が困難な高齢者及び障がい者に対し、健康増進と見守りのために、配食を行うサービス。

□ パブリックコメント(意見公募手続)

行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、 その案について広く国民から意見や情報を募集する手続き。

□ ひかりマザーズルーム

地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークル等の支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。

□ 病後時保育

保護者の仕事等の都合により、病気回復期の児童を家庭で育児ができない場合に、医師の 現症連絡票(診断書)に基づき、その児童を一時的に保育所(おひさまルーム)で預かる事業。

□ ファミリーサポートセンター

古賀市内で、「子育ての手助けをしてほしい人」(おねがい会員)と「子育ての応援をしたい人」(まかせて会員)が、育児の相互援助活動を行う会員組織。

□ 複合型サービス

介護保険の地域密着型サービスの一つ。小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて一体的にサービスの提供を行う。

□ 福祉会

ひとり暮らし高齢者の見守り活動や、公民館を中心とした集いの場(サロン活動)づくり 等を行う地域住民組織。

□ 福祉用具貸与

介護保険の居宅サービスの一つ。車いす、特殊寝台、体位変換器、手すり、歩行器等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。

□ 負担割合補正第1号被保険者数

計画期間内(3年間)における第1号被保険者数の総数(推計値)を、基準額を納める(第5段階)第1号被保険者数に換算したもの

□ ふれあいセンター「りん」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、木工・革細工等のものづくりや世代間交流、園芸福祉を通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援している。 (古賀グリーンパーク内)

□ 分館教養学級

古賀市内の自治会を基盤に、地域住民の親睦交流を図る活動を通して、人間関係を形成し、 自治会活動を活発化させる分館活動の一部であり、さまざまなテーマの学習会を学級生自ら 企画・運営する事業。

□ ヘルス・ステーション

古賀市において、地域の人材と身近な公民館等の類似施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取り組みや啓発、地域のつながりづくりを行う場所。

□ 訪問介護

介護保険の居宅サービスの一つ。ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄の介助や調理、掃除、洗濯といった日常生活の援助を行う。

□訪問看護

介護保険の居宅サービスの一つ。看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話または必要な 診療の補助を行う。

□ 訪問入浴介護

介護保険の居宅サービスの一つ。自宅の浴槽では入浴するのが困難な人に対して、入浴車等で訪問して入浴の介護を行う。

□ 訪問リハビリテーション

介護保険の居宅サービスの一つ。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が居宅を訪問し、 リハビリテーションを行う。

□ 保健師

保健師助産師看護師法に基づく国家資格。地域に生活する乳幼児から高齢者、健康な人や病気、障がいがある人の健康づくりや健康問題の解決のため、個別支援や地域全体に働きかける公衆衛生の専門職である。

□ ボランティア

個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動のこと。

ま行

□ まちづくり出前講座

古賀市が行っている仕事等についての講座。市民の要望に応じて希望の時間・場所に市役 所の職員等が出向いて講座を行う。

□ 民生委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。住民の生活状態の適切な 把握、援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むための相談・助言・その他の援 助、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助、社会福 祉事業者等や福祉事務所その他の関係行政機関への協力等を行う。

や行

□ 夜間対応型訪問介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅においてホームヘルパーが入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。

□ 有料老人ホーム

高齢者を対象として、食事の提供・介護の提供・洗濯や掃除等の家事・健康管理のいずれかのサービスを提供する老人福祉法第20条に規定する老人福祉施設に該当しない施設。

□ 要援護者台帳

在宅で生活する高齢者・障がい者・要介護者等で、災害時に自力での避難が困難な人について、地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを図るため、その対象者の情報(氏名・住所・生年月日等)を記載したもの。

□ 要介護 (支援) 認定

介護(予防)サービスを受けようとする被保険者が要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準(要介護(支援)認定基準)に基づいて行う。要介護(支援)認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護(支援)状態への該当、要介護(支援)状態区分等について審査・判定を求める。

□ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の人を入所させ、養護することを目的とする施設。

□ 要保護児童対策地域協議会

古賀市の要保護児童の早期発見及びその適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための協議会。

□ 予防給付

介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

ら行

□ 老人クラブ

地域の高齢者が互いに親睦を深め、様々な社会参加活動に加わることで、生きがいづくりを促進することを目的とした団体。

わ行

□ ワンコインサービス

シルバー人材センターが行う事業。市内に居住する高齢者のみの世帯やひとり暮らしで身体の不自由な方を対象に身の回りの作業をお手伝いする

古賀市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日 規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、古賀市介護保険条例(平成12年条例第7号)第14条の規定に基づき、 古賀市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。
- 4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見 を聴くことができる。
- 5 地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に係る事項を協議するときは、当該事業者との間に利害関係を有する委員は出席することができない。ただし、協議会において必要と認めるときは、当該委員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 委員の報酬及び費用弁償については、古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する 条例(昭和37年条例第4号)の定めるところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部介護支援課において処理する。

(会議録)

- 第6条 協議会の議事については、会議録を作成するものとする。
- 2 会議録は、会長が庶務を担当する職員に調整させ、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。

- 3 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事及び議事の概要
- (4) その他必要な事項

(会長印)

第7条 協議会の会長が発する文書に用いる印章は、次のとおりとする。

名称	寸法	書体
古賀市介護保険運営協議会長之印	方20ミリ	てん書

【印影は省略】

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第12号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第19号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第14号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第11号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。

古賀市介護保険運営協議会委員名簿(平成 24~26 年度)

役職	氏名	所属
会長	甲斐 信博	粕屋医師会
副会長	山鹿 茂彦	粕屋歯科医師会
	大久保 康裕	社会福祉法人 敬愛会
	小林 祥子	公募による市民代表
	酒井 康江	福岡女学院看護大学
	冨安 妙子	公募による市民代表
	波多 敬子 (~H26. 11. 24) 神徳 美奈子 (H26. 11. 25~)	社会福祉法人 豊資会
	檜山 信夫	社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
	真木 孝夫	公募による市民代表
	矢幡 恵美香	公募による市民代表

(敬称略)

古賀市介護保険運営協議会における審議経緯